

## 香川県産業廃棄物最終処分場の構造及び維持管理に係る指針

平成20年10月1日制定

令和3年2月1日一部改正

香川県における産業廃棄物の最終処分場（以下、「最終処分場」という。）の構造及び維持管理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、「法」という。）」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下、「法施行令」という。）」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）」、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号、以下、「最終処分基準省令」という。）」、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成12年総理府・厚生省令第2号）」及び「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の運用に伴う留意事項について（平成10年7月16日付け環水企第301号・衛環第63号）」に定める事項のほか、この指針の定めるところによる。

### I 最終処分場の分類

この指針の対象となる最終処分場は、法施行令第7条第14号イ、ロ及びハに掲げる最終処分場（以下、それぞれ「遮断型最終処分場」、「安定型最終処分場」及び「管理型最終処分場」という。）とする。

### II 構造に関する指針

#### 1 最終処分場の共通事項

##### (1) 囲い等

- ① 人がみだりに最終処分場内に立ち入るのを防止するために最終処分場の周囲に設ける囲いは、最終処分場の廃止の確認を受けるまでの間、原則として最終処分場の全周囲に設けること。ただし、人がみだりに立ち入ることができないようになっている事業場内に最終処分場を設置する場合等は、この限りではない。
- ② 囲いの構造は、地盤面より1.8メートル程度の高さとし、風雨に容易に破損せず、かつ、通行者等に危険のない構造とすること。なお、囲いは、最終処分場の外周から最終処分場内が容易に見えるネットフェンス等の構造とするか、4方向の各方向毎に1箇所以上、幅4.0メートル以上の場内が容易に見えるネットフェンス等の構造の部分設けること。
- ③ 最終処分場の出入口には、施錠ができる、高さ1.8メートル程度の門扉を設けること。

##### (2) 擁壁等

- ① 埋め立てる廃棄物の流出を防止するために設けられた擁壁、えん堤その他の設備（以下、「擁壁等」という。）の設計については、次の検討を行うこと。
  - ア 滑動に対する安定
  - イ 転倒に対する安定
  - ウ 基礎地盤の支持に対する安定
  - エ 背面盛土及び基礎地盤を含む全体としての安定

オ 常時及び地震時における安定

- ② 擁壁等に対する転倒モーメントが安定モーメントを超えないこと。この際、安全率は常時 1.5 以上、地震時 1.2 以上とすること。
- ③ 擁壁等に作用する土圧の水平成分による水平方向の滑りに対して安全であること。この際、安全率は常時 1.5 以上、地震時 1.2 以上とすること。
- ④ 擁壁等の基礎は、不等沈下又は傾斜をおこさず、かつ、接地圧が地盤の許容支持力を超えないこと。

### (3) 防災調整池

降雨によって下流域に被害等を生じないように、流域面積、埋立地（最終処分場の処分の用に供する土地をいう。以下同じ。）面積、下流河川の流下能力等を考慮し、防災調整池等の防災設備を必要に応じて設けること。

### (4) 保安距離

- ① 埋立地は、敷地境界及び周囲に設置する施設まで 3.0 メートル以上、最終処分場の囲いまで 1.5 メートル以上の保安距離を確保すること。
- ② 貯留構造物である土堰堤についてはその法尻から、擁壁等の構造物についてはその基礎部から、最終処分場の囲いまで 5.0 メートル以上の保安距離を確保すること。

### (5) 管理施設等

#### ① 洗車設備

場内には、運搬車両のタイヤ等に付着した廃棄物、泥等を落とすことができる洗車設備を設け、その床はコンクリート構造とすること。

#### ② 消防設備

最終処分場内には取り扱う産業廃棄物の種類に応じ、消火器、消火用ポンプ及び貯水槽その他の適切な消防設備を設けること。

#### ③ 基準高の設定

ア 埋立地全域の構造、廃棄物の埋立て高さ、覆土の高さ等が常に判別できるように、埋立地の周辺に基準高を必要箇所設定すること。

イ 基準高の設定は、沈下等変化のない構造又は位置とすること。

### (6) 地下水採取設備

最終処分場の周縁地下水の水質検査を行うための井戸については、採水を容易にするために、その直径は 100 ミリメートル以上とすること。ただし、井戸に地下水採取用ポンプ等が設置されている場合はこの限りではない。

## 2 遮断型最終処分場の個別事項

### (1) 上屋の設置

廃棄物の埋立中は、埋め立てた廃棄物の飛散流出及び雨水等の流入防止のため、埋立地の開口部に耐久性があり強固な上屋を設けること。

## (2) 仕切設備の構造

仕切設備の設置にあつては、自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して安全な構造計算を行うこと。

## 3 安定型最終処分場の個別事項

### (1) 展開検査場

廃棄物を埋め立てる前に、最終処分場に搬入した産業廃棄物を展開して当該産業廃棄物への安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入の有無について目視による検査を行うため、次の要件を備えた展開検査場を設けること。また、展開検査場を設置した際には、展開検査場設置報告書（別記第1号様式）を最終処分場を管轄する県環境管理室（以下、「環境管理室」という。）へ提出すること。

ア 最終処分場の囲いの中で、かつ、埋立てを行うセル以外の場所に設けること。

イ 最終処分場へ搬入される全ての廃棄物を30センチメートル以下の厚さで展開し、目視検査することができるように十分な面積を有すること。

ウ 展開検査時における廃棄物の飛散を防止するために、展開検査場には原則として周囲3方向に、高さ3メートル以上の飛散防止ネット等を設けること。

エ 展開場所の底面は、汚水等の地下浸透防止のために堅固な構造（鋼板、コンクリート等）とすると共に、重機、運搬車輛の荷重に対しても十分な耐力を有すること。

オ 展開検査後の廃棄物の埋立て又は搬入車両への積み戻しのための重機等を備えること。

### (2) 浸透水採取設備

① 浸透水採取設備は、堅固で耐久力を有し、浸透水を速やかに集水できる構造とすること。

② 有孔管による底部集水管方式によるものとし、直線形、分枝形、ハシゴ形のいずれかの方式とする。

ア 直線形の場合は、複数本敷設、かつ、間隔は50メートル以内とする。

イ 分枝形、ハシゴ形の場合は、枝管の間隔は50メートル以内とする。

③ 集水管の保護対策（土圧、目詰まり等）をすること。

④ 浸透水の採取を容易にするために、浸透水採取設備は、沈砂池等の水面より上に設けること。

### (3) 埋立地内のセル標識

① 廃棄物の埋立状況の把握を容易にするために、埋立地内にセル標識を設置すること。

② セル標識は、風雨により容易に破損しないものとし、埋立地の平面方向の縦横に原則として10メートル毎に設置すること。

### (4) 掘削深度

ボーリング調査等の資料に基づき、埋立地の底面は、地下水、湧水又は差し水の水位以上の高さとする。

## 4 管理型最終処分場の個別事項

### (1) 遮水工

- ① 遮水工として遮水シートを敷設する場合には、遮水シートと遮水シートの接合部及び遮水シートとコンクリートの接合部から浸出水が漏水しないよう確実に接合すること。
- ② ①に規定する遮水シートの固定は、天端部及び小段部ごとに行うとともに、地盤に確実に密着させること。

### (2) 保有水等集排水設備

保有水等集排水設備は、次の要件を備えること。

- ア 保有水等集排水設備は管路式とし、管種は、有孔塩化ビニール管、有孔鉄筋コンクリート管又は透水コンクリート管等とすること。
- イ 保有水等集排水設備は、埋立地内に保有水等が滞留することのないよう自然流下可能な勾配とし、管径は、水の深さが径の3分の1から2分の1までとなるよう断面計算を行い、決定すること。  
また、集排水管の直径は、100ミリメートル以上とすること。
- ウ 集排水管の敷設に当たっては、管路底部に砂利、碎石等を敷いた基礎の上に行うこと。
- エ 集排水管は、栗石、碎石等をフィルター層とする被覆材により覆うこと。

### (3) 浸出液処理設備

浸出液処理設備は、次の要件を備えること。

- ア 浸出液処理設備は、流入する浸出液の水量及び水質の変動に対応できるものであること。
- イ 浸出液の処理方法は、流入水量、流入水質、放流水質並びに処理施設の立地条件及び維持管理条件等を勘案し、決定すること。
- ウ 浸出液の処理後の水質は、放流先の利水状況等の環境保全面を勘案し設定すること。

### (4) 発生ガス排除設備

発生ガスによる火災、悪臭、立木の枯死等を防止するため、埋立廃棄物の種類、性状等に応じ、ガス抜き設備を設けること。

また、設置に当たっては、次の要件を備えていること。

- ア ガス抜き設備の材質は、発生ガス等に対し耐食性を有すること。
- イ ガス抜き設備の構造及び敷設工法は、埋立廃棄物の種類、性状及び埋立工法を勘案し、選定すること。
- ウ ガス抜き設備は、周囲の土圧に耐え得る強度を有すること。

## III 維持管理に関する指針

### 1 最終処分場の共通事項

#### (1) 維持管理に関する計画の遵守

最終処分場は、設置許可申請書又は変更許可申請書に記載した維持管理に関する計画及び災害防止のための計画に従い、維持管理すること。

(2) 囲い等の管理

- ① 最終処分場又の周囲の囲い及び門扉は、みだりに人が立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。
- ② 囲い及び門扉は定期的に点検し、破損した場合は直ちに補修すること。
- ③ 門扉は、作業終了後及び作業員が不在のときは、閉鎖し施錠すること。

(3) 表示設備の管理

- ① 立札、看板その他の表示設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書換え等の必要な措置を講じること。
- ② 表示設備が破損した場合は、速やかに補修すること。

(4) 基準高の管理

埋立地の築造、廃棄物の埋立高さ等を常に判別するために設けた基準高は、常に判別できる状態に保つとともに、破損した場合は、速やかに補修すること。

(5) 搬入時の廃棄物の確認

- ① 最終処分場内への廃棄物の搬入を承諾する前に、搬入車両に積載されている廃棄物とマニフェストの記載内容を照合する等により、廃棄物の種類を確認すること。
- ② 廃棄物中に許可品目以外の廃棄物が認められた場合は、搬入検査報告書（別記第2号様式）を作成し、その写しを付して当該廃棄物を排出事業者に戻却すること。
- ③ 排出事業者の不明な廃棄物については、処分を承諾しないこと。

(6) 作業時間の管理

生活環境保全上の支障が生じないように時間を定めて作業を行うこととし、工場の敷地内に設置されている等やむを得ない最終処分場を除き、早朝又は深夜の埋立作業、車両の出入り等は行わないこと。

(7) 埋立地の管理

- ① 無断で埋立地を変形又は改造したり、あるいは計画高を超えて埋立処分を行わないこと。
- ② 埋立地内の現況高を記録したエリアマップ等を作成するなどし、埋立処分の進行状況を管理し、残余容量を常に把握しておくこと。
- ③ 埋立区域内の状況を3か月に1回以上同一の位置から写真撮影して記録すること。

(8) 飛散、流出及び悪臭の防止

- ① 埋立地の外に廃棄物が飛散又は流出しないように即日覆土、転圧締め固め、飛散防止ネットの設置等の必要な措置を講じること。
- ② 最終処分場の外に悪臭が発散しないように即日覆土、消臭剤の散布等の必要な措置を講じること。

(9) 害虫等の発生防止

ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように即日覆土、薬剤の散布等の必要な措置を講じること。

(10) 騒音、振動及び粉じんの防止

廃棄物の運搬車両、埋立作業に用いる重機等から発生する騒音、振動及び粉じんにより、生活環境保全上の支障が生じないように必要な措置を講じること。

(11) 滞留水の排除（海面埋立方式による最終処分場を除く。）

- ① 埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分を行うおうとする区画）に溜まっている水は、埋立地又は区画における埋立処分開始前に排除すること。
- ② 埋立処分開始後も、埋立地内には浸透水又は保有水等を滞留させないこと。

(12) 雨水等の管理

- ① 地表水が埋立地内へ流入することを防止するために設けられた開渠、雨水調整池その他の設備について、破損の防止及び機能の維持のために月1回以上点検するとともに、これらの設備に堆積した土砂の速やかな除去等の必要な措置を講じること。
- ② 開渠、雨水調整池その他の設備からの排水により、周辺的生活環境に支障を及ぼすことのないように必要な措置を講じること。

(13) 水質検査の実施等

- ① 最終処分基準省令及び「一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法（平成10年6月16日付け環境庁・厚生省告示第1号）」に基づき実施した水質検査（以下、「最終処分基準省令等に基づき実施した水質検査」という。）の結果を、毎年1回、環境管理室へ報告すること。
- ② 地下水集排水設備が設けられている場合は、地下水の状態を定期的に監視するとともに、異常が認められた場合は、臨時の水質検査を実施するなど必要な措置を講じること。
- ③ ①による水質検査の結果や②による臨時の水質検査の結果が水質基準に適合しない場合や、電気伝導率及び塩化物イオン濃度に異常な状態が認められた場合は、新たな廃棄物の搬入及び埋め立てを中止するとともに、速やかに環境管理室に連絡し対策を協議の上、下流域の水質モニタリング調査や埋立廃棄物の再確認及び最終処分場設備の点検・補修等の改善対策を講じること。

(14) 擁壁等の保全

- ① 擁壁等について、地上に現れている部分を月1回以上点検し、これらの設備が破損又は沈下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講じること。
- ② 擁壁等の点検及び補修が的確に行えるように、必要に応じてこれらの作業を実施できる敷地を確保しておくこと。

(15) 法面の保護

- ① 法面に植生工が施されている場合は、施肥等の管理を行うなど、法面保護のために必要な措置を講じること。
- ② 法面に小段排水溝、縦排水溝が設けられている場合は、排水溝に堆積した土砂等を速やかに除去するなど、排水機能が適正に維持されるように必要な措置を講じること。

(16) 搬入道路等の安全確保

- ① 搬入道路（幹線道路から最終処分場までの道路のうち、当該最終処分場への専用道路である部分以外の部分をいう。以下同じ。）が通学路として使用されている場合は、特に安全な走行速度を保つとともに、極力通学時間帯を避けて走行すること。
- ② 道路事情その他の事由により、搬入道路において交通整理を必要とする場合は、交通整理員を配置する等の必要な措置を講じ、安全の確保を図ること。
- ③ 搬入道路は、常に清掃し、清潔の保持に努めること。

(17) 洗車設備の管理

洗車設備は、定期的に点検するとともに、土砂等が堆積した場合は速やかに除去し良好な状態にしておくこと。

(18) 管理体制

管理事務所内の見やすいところに最終処分場の施設に係る許可証又はその写し、埋立計画図等を掲示しておくとともに、求めがあった場合に速やかに提示できるように処分業に係る許可証又はその写し、維持管理に関する計画書、災害防止のための計画書、処分した廃棄物の種類及び数量を明らかにする帳簿又は伝票、維持管理の記録等を常に備えておくこと。

(19) 美観の保持

最終処分場内及びその周辺の清掃を行う等により、常に美観の保持に努めること。

(20) 従業員の教育

最終処分場の適正な維持管理を行うため、必要な事項を定めた取扱いマニュアルを策定し、従業員に対して必要な教育を行うこと。

(21) 地域住民等への配慮

地域住民、関係市町等からの最終処分場の維持管理に係る苦情等については、誠意をもって対処するとともに、問題解決に当たること。

(22) 火災の防止

- ① 消火設備は、所定の能力が発揮できるように定期的に点検整備を行うこと。
- ② 埋立地内では、火気を使用しないこと。
- ③ 最終処分場内で火災等が発生した場合には、速やかに消火活動を実施するとともに、消

防署及び環境管理室、関係市町その他の関係機関へ連絡すること。

### (23) 事故及び災害の防止

- ① 台風、大雨等の際には必ず最終処分場内を巡回監視し、廃棄物の飛散、流出等のおそれがある場合は、事故等の未然防止を図るために必要な措置を講じること。
- ② 地震等の予見できない災害が発生した直後には、必ず臨時点検を行うこと。

### (24) 事故等時の対応

事故等により、廃棄物が埋立地から飛散、流出する等の異常な事態が生じたときは、速やかに飛散又は流出した廃棄物の回収等の必要な措置を講じるとともに、環境管理室、関係市町その他の関係機関へ連絡すること。

### (25) 埋立処分終了時の措置

- ① 埋立て処分を終了する場合には、厚さがおおむね50センチメートル以上の廃棄物や汚染土壌等が混入していない良好な土砂による覆い等によりその開口部を閉鎖すること。  
(遮断型最終処分場を除く。)
- ② 埋立処分が終了した埋立地には、雨水その他の地表水を支障なく流下させることができる構造及び規模の排水設備を必要な部分に設置すること。

### (26) 埋立処分終了後の維持管理

- ① 最終処分場の点検は月1回以上実施し、覆土の沈下、流出及びひび割れ等の発生状況を点検し、必要に応じて修復を行うこと。
- ② 台風及び集中豪雨直後等においても臨時の点検を実施し、異常事態の発生、又は発生するおそれがある場合には直ちに環境管理室に報告し指示を受けること。
- ③ 浸出液処理設備を設置している最終処分場については、設備の機器類を定期的に点検整備するとともに、必要な薬剤の補充等を適正に行い良好な処理の維持に努めること。
- ④ 埋立処分終了後、最終処分場の廃止までの間において、最終処分基準省令等に基づき実施した水質検査の結果を、毎年1回、環境管理室へ報告すること。
- ⑤ 必要に応じて、埋立済産業廃棄物、埋立ガス及び埋立地内部温度の調査を行い、埋立済産業廃棄物の安定化の状況を確認すること。

### (27) 最終処分場の廃止後の措置

最終処分場の跡地利用に際しては、埋立済産業廃棄物を掘り起こして周辺生活環境の汚染を生じさせたり、基礎杭の打設等により遮水工を破壊し地下水汚染を生じさせたりしないように注意すること。

## 2 遮断型最終処分場の個別事項

### (1) 上屋の管理

埋め立てた廃棄物の飛散及び雨水等の流入防止のために設けられた上屋について、定期的に点検するとともに、上屋の破損又は雨水等の流入のおそれがあると認められる場合は、

速やかに補修等の必要な措置を講じること。

## (2) 仕切設備の管理

埋立地に設けられた外周仕切設備及び内部仕切設備を点検路からの目視、ビデオカメラによる撮影等により定期的に点検し、これらの設備の破損又は廃棄物の保有水等の浸出のおそれがあると認められる場合には、速やかに廃棄物の搬入及び埋立処分を中止するとともに、これらの設備の補修等の必要な措置を講じること。

## 3 安定型最終処分場の個別事項

### (1) 安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入防止

- ① 安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入又は付着した廃棄物を埋め立てないこと。
- ② 特に、建設工事等に伴って生ずる廃棄物については、「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物の埋立処分を行う場合における安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止する方法（平成10年6月16日環境省告示第34号）」を遵守し、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入又は付着した廃棄物が安定型最終処分場へ搬入、埋立て処分されることのないように留意すること。

#### (参考)

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物の埋立処分を行う場合における安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止する方法(平成10年6月16日環境省告示第34号)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第6条第1項第3号ロの規定に基づき、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物の埋立処分を行う場合における安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止する方法を次のように定め、平成10年6月17日から適用する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条第1項第3号ロに規定する環境大臣が定める方法は、次のいずれかとする。

一 工作物の新築、改築又は除去に伴い生じた廃棄物を令第6条第1項第3号イに規定する安定型産業廃棄物(同号イ(1)若しくは(2)に規定するもの、アスファルト・コンクリート又は無機性の固形状のものに限る。以下同じ。)と紙くず、木くず、繊維くずその他の安定型産業廃棄物以外の廃棄物とに分別して排出し、かつ、当該安定型産業廃棄物の埋立処分が行われるまでの間、当該安定型産業廃棄物に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することのないようにする方法

二 工作物の新築、改築又は除去に伴い生じた廃棄物(前号の規定により分別して排出されたものを除く。)を手、ふるい、風力、磁力、電気その他を用いる方法により安定型産業廃棄物と紙くず、木くず、繊維くずその他の安定型産業廃棄物以外の廃棄物とに選別した結果、安定型産業廃棄物の熱しゃく減量を5パーセント以下とし、かつ、当該選別の後に行う当該安定型産業廃棄物の埋立処分が行われるまでの間、当該安定型産業廃棄物に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することのないようにする方法

## (2) 展開検査の実施

- ① 安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着、又は混入を防ぐため、最終処分場へ搬入した全

ての廃棄物について、埋立処分を行う前に展開検査場において廃棄物を一旦搬入車両等から降ろして、厚さ 30 センチメートル以下になるように広げ、廃棄物を目視で確認する等により展開検査を行うこと。

- ② 展開検査の結果は、全て展開検査日報（別記第 3 号様式）に記録すること。
- ③ 廃棄物中に許可品目以外の廃棄物が認められた場合は、展開検査報告書（別記第 4 号様式）を作成し、その写しを付して当該廃棄物を排出事業者に戻却すること。
- ④ 展開検査が終了するまで、当該廃棄物を搬入した運搬車両は場内に待機させること。
- ⑤ 廃棄物の展開作業、運搬車両への積み込み作業、埋立地への投入作業時等には、散水を行うなどし、廃棄物の飛散防止に留意すること。

### (3) 埋立方法

- ① 展開検査を終了した廃棄物は埋立地へ搬入し直ちに埋め立てること。
- ② 埋立方法は、投込み方式を行わずに、各セル毎に計画的に埋立てを行うこと。
- ③ 急速な埋立ては避け、十分な圧密期間をかけるような埋立てとすること。

### (4) 中間覆土の実施（海面埋立方式による最終処分場を除く。）

- ① 埋め立てる廃棄物の厚さは、一層についておおむね 3 メートル以下とし、各層の間に土砂による中間覆土を行うこと。
- ② 中間覆土には、廃棄物や汚染土壌等が混入していない良質な土砂を用いること。③ 中間覆土の施工が支障なく行えるように常に必要な土砂量を確保するとともに、計画的な廃棄物の受入れを行うこと。

### (5) 埋立ガスの測定

浸出水採取設備付近等において、埋立地から発生する埋立ガス（硫化水素、メタンガス）を測定し、その結果を毎年 1 回環境管理室へ報告すること。また、埋立地内において、異臭等の異常が確認された場合には臨時のガス測定を実施するなど必要な措置を講じること。

## 4 管理型最終処分場の個別事項

### (1) 遮水工の管理

- ① 保有水等の埋立地からの浸出を防止するために設けられた遮水工について、埋立用機材等によりこれを破損しないように埋め立てること。
- ② 遮水工のうち地上に現れている部分について、遮水シート、不織布等の劣化や破損の有無、接合部の状況等を月 1 回以上点検し、破損又はそのおそれがあると認められる場合には、速やかに補修等の必要な措置を講じること。

### (2) 保有水等集排水設備の管理

保有水等を排出するために設けられた保有水等集排水設備は、埋立処分の進行状況に合わせて縦形の集排水管を増設する等により、保有水等を速やかに排出できるように必要な措置を講じること。

(3) 保有水等調整池の管理

浸出液処理設備に流入する保有水等の水量及び水質を調整するために設けられた保有水等調整池について、亀裂や漏水等の有無を月1回以上点検し、破損又はそのおそれがあると認められる場合には、速やかに補修等の必要な措置を講じること。

(4) ガス抜き設備の管理

ガス抜き設備は埋立処分の進行状況に合わせて設置するとともに、月1回以上点検し、埋立地から発生するガスを適正に排除すること。

(5) 埋立ガスの測定

埋立地内のガス抜き設備から排出される埋立ガスを採取し、その中に含まれるメタン、二酸化炭素、硫化水素、アンモニア、酸素、窒素を定期的に測定し、その結果を毎年1回環境管理室へ報告すること。

#### IV 施行期日及び経過措置

1 施行期日

この指針は、平成21年4月1日から施行する。

2 経過措置

この指針の内の以下の規定については、この基準の施行日において法第15条の規定による許可を受けている最終処分場については適用しない。

(1) 「II 構造に関する指針」の「1 最終処分場の共通事項」の内、「(2) 擁壁等」、「(3) 防災調整池」、「(4) 保安距離」及び「(6)地下水採取設備」

(2) 「II 構造に関する指針」の「2 遮断型最終処分場の個別事項」の内、「(2)仕切設備の構造」

(3) 「II 構造に関する指針」の「3 安定型最終処分場の個別事項」の内、「(2) 浸透水採取設備」、「(4)掘削深度」

(4) 「II 構造に関する指針」の内、「4 管理型最終処分場の個別事項」

(別記第1号様式)

## 展開検査場設置報告書

年 月 日

殿

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

展開検査場を設置したので以下のとおり報告します。

項 目		内 容
展開検査場の設置場所		
展 開 検 査 場 の 構 造	大 き さ 、 面 積	
	床 面 の 構 造	
	廃棄物の飛散防止措置	
廃棄物の積戻し用重機の配置状 況		

※ 展開検査場を撮影した写真を添付してください。

(別記第2号様式)

搬入検査報告書[受付棟用]

日時	平成 年 月 日 (午前・午後 時 分)	
排出事業者名	(検査員)	
収集運搬業者名		
車両番号・運転者名	車両番号	運転者名
目視検査の結果	<input type="checkbox"/> 注意 (あなたの搬入された廃棄物は、下記の理由により注意します。なお、今後も引続いてこのような状態で持込まれた場合は、受入をお断りすることがあります。) <input type="checkbox"/> 返却 (本日、あなたが運搬してきた廃棄物は、下記の理由により受入できません。)	
理由 (※該当箇所にチェックし、必要事項を記載)	1	マニフェストに記載のない廃棄物が混入している (混入物: )
	2	廃棄物データシート(WDS)の情報と性状が異なっている。 (□形状 □臭気 □流動性 □色 □その他) (具体的に: )
	3	その他 ( )
写真	[写真添付]	

(別記第3号様式)

平成 年 月 日 ( ) No.

展開検査日報[展開検査場用]

	搬入時間	排出事業者名	収集運搬業者名	車両番号	運転者名	検査結果	埋立てを 行ったセル	検査員
1						<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 注意 <input type="checkbox"/> 返却		
2						<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 注意 <input type="checkbox"/> 返却		
3						<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 注意 <input type="checkbox"/> 返却		
4						<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 注意 <input type="checkbox"/> 返却		
5						<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 注意 <input type="checkbox"/> 返却		
6						<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 注意 <input type="checkbox"/> 返却		
7						<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 注意 <input type="checkbox"/> 返却		
8						<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 注意 <input type="checkbox"/> 返却		
9						<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 注意 <input type="checkbox"/> 返却		
10						<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 注意 <input type="checkbox"/> 返却		
11						<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 注意 <input type="checkbox"/> 返却		
12						<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 注意 <input type="checkbox"/> 返却		
13						<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 注意 <input type="checkbox"/> 返却		
14						<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 注意 <input type="checkbox"/> 返却		
15						<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 注意 <input type="checkbox"/> 返却		

(別記第4号様式)

展開検査報告書[展開検査場用]

日時	平成 年 月 日 (午前・午後 時 分)	
排出事業者名	(検査員)	
収集運搬業者名		
車両番号・運転者名	車両番号	運転者名
目視検査の結果	<input type="checkbox"/> 注意 (あなたの搬入された廃棄物は、下記の理由により注意します。なお、今後も引続いてこのような状態で持込まれた場合は、受入をお断りすることがあります。) <input type="checkbox"/> 返却 (本日、あなたが運搬してきた廃棄物は、下記の理由により受入できません。)	
理由 (※該当箇所にチェックし、必要事項を記載)	1	マニフェストに記載のない廃棄物が混入している (混入物: )
	2	廃棄物データシート(WDS)の情報と性状が異なっている。 (□形状 □臭気 □流動性 □色 □その他) (具体的に: )
	3	その他 ( )
写真	[写真添付]	